

市有財産の売却にあたり先着順公募を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北見市財務規則（平成18年北見市規則第66号、以下「財務規則」という。）第118条の規定により、次のとおり告示する。

北見市長 辻 直 孝



1 公募に付する事項

- (1) 件名 令和4年度第2回北見市市有財産売払い
(2) 物件 下記のとおり

物件番号	所在（地番）	地目	公募面積	公募価格
R4-2-1	北見市若葉6丁目2番	宅地	4017.78 m ²	42,131,200 円
R4-2-2	北見市東相内町268番40	宅地	237.81 m ²	1,552,700 円
R4-2-3	北見市端野町三区462番4・464番4・879番	雑種地・宅地	2878.54 m ²	32,440,600 円
R4-2-4	北見市常呂町字常呂499番5	宅地	461.46 m ²	2,997,200 円
R4-2-5	北見市常呂町字日吉260番10	雑種地	463.00 m ²	648,800 円
R4-2-6	北見市常呂町字日吉260番12	雑種地	464.00 m ²	650,200 円
R4-2-7	北見市留辺蘂町温根湯温泉1番50	宅地	239.52 m ²	924,700 円

2 公募申込み資格

個人及び法人（市内に在住・在勤又は事務所・事業所等の有無を問いません。）の方で指定された期限までに売買代金を支払うことができる方。

ただし、次の(1)から(10)に該当する方は、申込みをすることができない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 下記5の申込みに必要な書類を提出しない者
- (4) 市税等を滞納している者
- (5) 令和4年度先着順公募による市有財産売払いガイドに定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する風俗関連営業その他これに類する業の用に供する者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (8) 北見市暴力団排除条例（平成24年北見市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者と認められる者
- (9) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）第14条又は15条に規定する行為をしている者
- (10) (8)から(9)に掲げる者から委託を受けた者並びに(8)から(9)に掲げる者の関係者

3 公募申込資格審査の申請

(1)提出書類

この公募に申込しようとする者は、下記の資料等を提出し、確認を受けなければならない。

- ①市有財産買受申込書兼受付書（様式1）
- ②誓約書兼承諾書（様式2）
- ③北見市暴力団排除条例にかかる誓約書（様式3）
- ④当該年度における市税等の完納証明書 ただし、市内に事業所を置く者又は住居を有する者については、市有財産売払一般競争入札・先着順公募に係る市税等の情報確認承諾書（様式4）を提出することにより、市税等の完納証明書の提出に代えることができる。
- ⑤運転免許証・個人番号カード・パスポート等、本人確認書類（個人のみ。郵送による申込みの際はコピーを同封のこと）
- ⑥上記のほか、次の書類（いずれも発行後3か月以内のもの）が必要。
 - ア 申込者が個人の場合 印鑑登録証明書（原本）
 - イ 申込者が法人の場合 印鑑証明書（原本）

(2)受付期間

令和4年8月1日（月）から令和4年11月30日（水）までの北見市の休日を定める条例（平成18年北見市条例第2号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時45分から午後5時30分まで。

(3)受付場所

- 【北見自治区】 総務部総務課財産管理係
〒090-8501 北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所4階
電話 0157-33-1129（直通） e-mail sosomu@city.kitami.lg.jp
- 【端野自治区】 端野総合支所総務課税務管財係
〒099-2192 北見市端野町二区471番地1
電話 0157-56-2115（直通） e-mail ta.somu@city.kitami.lg.jp
- 【常呂自治区】 常呂総合支所総務課税務管財係
〒093-0292 北見市常呂町字常呂323番地
電話 0152-54-2113（直通） e-mail to.somu@city.kitami.lg.jp
- 【留辺蘂自治区】 留辺蘂総合支所総務課税務管財係
〒091-8666 北見市留辺蘂町上町61番地
電話 0157-42-2423（直通） e-mail ru.somu@city.kitami.lg.jp

(4)受付方法

提出書類を揃え(3)受付場所に直接持参または特定記録郵便で提出すること。（郵便の場合は総務部総務課財産管理係宛てで発送し、受付期間の末日午後5時必着）

電話、ファクシミリ及びメールは不可。

4 公募説明書の交付期間及び場所

(1)期 間 令和4年8月1日（月）から令和4年11月30日（水）までの休日を除く、午前8時45分から午後5時30分まで。

(2)場 所 3(3)に同じ。なお、北見市ホームページからもダウンロードすることができる。

5 買受者の決定方法

(1) 買受者の決定

受付先着順に書類審査を行い、有効な申込みであることを確認の後、買受者を決定して決定通知書（様式8）を送付する。ただし、同日中に同一物件に対して複数の申込みがあった場合は同時申し込みとみなし、抽選により買受順位を決定する。買受者として決定した方は、その権利を他に譲渡することはできない。辞退等により、買受者として決定した方と契約に至らなかった場合は、補欠者を買受者として順次決定する。

(2) 抽選による買受者の決定

同時申し込みがあった場合は、後日公開による抽選を行い、当選者及び補欠者を決定し、その当選者を買受者とする。当選者の辞退があった場合、補欠者のうち、補欠順位1位の方に買受者となる権利が与えられる。さらに辞退があった場合は、補欠者を番号順に順次繰上げて買受者とする。補欠者として決定した方は、その権利を譲渡することができない。抽選の結果はその場で直ちに発表し、抽選参加者には抽選結果通知書を送付する。当選者が辞退し、補欠者を繰上げる場合は、その都度、補欠者に対して繰上げ当選通知書を送付する。

抽選参加の際は、応募時に交付した「申込書兼受付書」の写しを必ず持参のうえ、申込者又は代理人が参加すること。代理人が抽選会に参加する場合は、申込者の委任状（様式5）と代理人の本人確認書類が必要。申込者が都合により出席できず、かつ代理人を選任できない場合は、抽選欠席届（様式6）を提出すること。無断で抽選会を欠席した場合は、失格となる。

(3) 辞退の期限

買受者決定の通知をした日の翌日から起算して7日以内。

6 契約事項を示す場所

3(3)の場所で閲覧に供する。

7 その他

(1) 契約保証金

要。ただし、財務規則第150条の規定により、免除することがある。

(2) この告示に記載のない事項等詳細は、公募説明書による。（各種様式含む）

8 契約担当（この告示に関する問い合わせ先）

3(3)に同じ。